

平成26年第2回吉富町議会定例会会議録（第2号）

平成26年6月11日（水）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第28号 吉富町公民館の設置及び職員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第29号 吉富町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第30号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第31号 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第32号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第33号 平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 議案第35号 町道路線の廃止について
- 日程第10 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第11 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）
- 日程第12 報告第4号 繰越計算書について（水道事業会計）
- 日程第13 報告第5号 経営状況の報告について（土地開発公社）
- 日程第14 議案第36号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 意見書第1号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書（案）
- 日程第16 発議第3号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決議について
- 日程第17 閉会中の継続審査の申し出について

平成26年第2回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 平成26年6月11日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 6月11日 10時00分
 応 招 議 員 1番 是石 直哉
 2番 山本 定生
 3番 太田 文則
 4番 梅津 義信
 5番 横川 清一
 不 応 招 議 員 7番 今津 時長
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

6番 丸谷 一秋
 8番 是石 利彦
 9番 若山 征洋
 10番 花畑 明

地方自治法第121
 条の規定により説明
 のため会議に出席し
 た者の職氏名

町 長 今富壽一郎
 教 育 長 園田 陽一
 総 務 課 長 江河 厚志
 企画財政課長 奥田 健一
 税 務 課 長 峯本 安昭
 教 務 課 長 田中 修

会 計 管 理 者 友田 博文
 住 民 課 長 瀬口 浩
 健康福祉課長 上西 裕
 産業建設課長 赤尾 慎一
 上下水道課長 赤尾 肇一

本会議に職務のため
 出席した者の職氏名

局 長 奥邨 厚志
 書 記 守口 英伸

町長提出議案の題目
 議員提出議案の題目

別紙日程表のとおり
 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（花畑 明君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は9名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（花畑 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に梅津議員、横川議員の2名を指名いたします。

日程第2. 議案第28号 吉富町公民館の設置及び職員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第2、議案第28号吉富町公民館の設置及び職員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。教務課長。

○教務課長（田中 修君） 説明いたします。

議案第28号吉富町公民館の設置及び職員に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

資料ナンバー1の新旧対照表1ページをお願いいたします。

吉富町公民館の設置及び職員に関する条例の一部文言を削除するものであります。

平成19年9月に、吉富町公民館の設置及び職員に関する条例の一部改正と吉富町公民館運営審議会規則を廃止したときに、吉富町公民館の設置及び職員に関する条例第1条中の該当条文、社会教育法第30条の第2項を削除していませんでしたので、その該当条文を削除するものであります。

その理由につきましては、同条例第1条中に社会教育法第30条第2項の規定に基づき必要な事項を定めるとありますが、同項の規定につきましては公民館運営審議会に関する規定となっておりますので、その該当条文を削除するものであります。

次に、議案書2ページをお願いいたします。

附則で、施行期日を公布の日からと規定するものであります。

説明は以上であります。御審議、御議決よろしくをお願いいたします。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。なお、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

本案に対しての御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） ２番、山本です。社会教育法の改正に伴った分の改正だとお聞きしたわけですが、これは法の趣旨と何か変わることはありませんか、今回の変更で変わることはありませんでしょうか。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

これにつきましては、先ほど説明しましたように、公民館運営審議会を廃止することに伴いまして、この条例中に公民館運営審議会に関する規定がありましたので、それを削除をするのを忘れておりましたので、それを削除して正しい形に改正するものであります。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第２８号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第２８号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第２８号は、原案のとおり可決されました。

日程第３． 議案第２９号 吉富町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第３、議案第２９号吉富町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明申し上げます。

議案第29号は、吉富町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関します法律施行令の一部を改正する政令。これ、平成26年政令第56号が平成26年3月7日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものであります。

改正の趣旨につきましては、非常勤消防団員の処遇の改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金支払い額を一律5万円増額しまして、最低支給額を20万円とするものであります。

資料ナンバー1の2ページの新旧対照表を御参照ください。

別表を次のように改めるということで、現行の階級が団員で5年以上、10年未満の金額が14万4,000円から最低支給額20万円に改正し、それ以外の金額につきましては、一律現行金額に5万円増額した額が改正案の金額にあります。

附則としまして、施行期日、この条例は公布の日から施行する。

別表の適用としまして、この条例による改正後の吉富町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員、次項において「新条例」の適用を受ける（「非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

退職報償金の経過措置としまして、平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給されたこの条例による改正前の吉富町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなすというものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いをいたします。以上です。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。本案に対しての御質疑はありませんか。若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 9番、若山です。非常勤消防団の職員の方の退職金の増額ということですが、この一律5万円の増額の理由と、それと他市町村に比べてどうあるのかを説明願います。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 増額の理由につきましては、今まで金額が少ないということでなか

なか団員になる方が少なかったんですね。その関係で金額を上げて、少しでも団員の方を勧誘したいという趣旨がございます。

もう一点は、済いません。（発言する者あり）これは、政令の改正なんで全国一律でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今の説明がちょっとわかりづらかったんやけど、たしか3月7日の法改正で全国一律、一緒よね、だったと思うんですけど、ちょっとどうなんですか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） そのとおりでございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それでは、逆に町だけで独自に少し加味しようとか、そういうのは検討はしなかったんですか、できないんでしょうか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 政令に従ってますので、町独自ではできかねます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 以前は、これまで上がったのはいつごろでしょうか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） ちょっと以前は、今ちょっと資料がないもので、ちょっと待ってもらえますか。

○議長（花畑 明君） 暫時休憩をいたします。

午前10時10分休憩

.....

午前10時11分再開

○議長（花畑 明君） 休憩前に引き続き再開いたします。

総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 申しわけございません。

平成17年の4月1日に改正をされております。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 先ほど同僚議員から金額を上げる理由、根拠を言われましたんですが、もう一度、退職金を上げれば団員の補充が可能なんでしょうか、そう考えておるんでは

うか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 一概に上げれば団員が多くなるというものではございませんけれども、結構それぞれの市町村におかれましては、支給額が下回ってる、適正な支給額ではないということで、総務大臣のほうから通知もいただいております。そういったことで、一概には入ってくれるとは言い切れませんが、少しでも上げて加入を促進していきたいということでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 団員は、今まで吉富町は男性ばかりですが、各地では女性消防団員を募集してやってる先進地もあると聞いております。そういうことは考えたことありますか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 県のほうからでもそういった御要望もありますし、企業のほうにもそういった加入を促進するように依頼が来ております。本町といたしましても、そういう方をできれば入れたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論を行います。まず、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 消防団をめぐる環境は大変厳しいものがあります。各消防団では人員を削減しようというところまでであると聞いております。幸いにも吉富町は3分団、一般団員含めて60名の団員で日夜頑張っていただいております。それらの団員のために、福利厚生のためにも、ぜひとも処遇を厚いものにしていただきたいと思いますと思ひまして賛成いたします。

○議長（花畑 明君） 反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第30号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（花畑 明君） 日程第4、議案第30号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

まず、補正予算書をお開きください。

1ページ。歳入の2ページ。歳出3ページ、4ページ、5ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。第2表債務負担行為補正、この事業の詳細説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明を申し上げます。

皆さんも御存じかと思いますが、国におきまして、社会保障・税番号制度の運用開始が決定をされました。現在、本町におきましても、平成27年10月の住民に対する12桁の番号の通知、それから平成28年1月からの制度利用開始に向けまして準備を進めているところでございます。

この社会保障・税番号制度に対応すべくシステムを改修する必要がありますが、現在使用しています住民情報システムでは対応できない状況となっております。そこで、平成24年4月の稼働に向けまして、平成28年7月から1年4カ月間の残存期間がありますが、国の大改革に効率的かつ確実に対応するために、システムの入替えを予定しております。

それに伴いまして、非常に大がかりな作業工程が予想され、4月のシステム稼働に向けましてもろもろのすり合わせを行った後に、本年の9月ごろから本格的な作業に取りかかるわけでございますけれども、非常に過密なスケジュールとなっております。

それで、今回計上しております債務負担行為は、期間を平成26年度から平成31年度までの6年間としていますけれども、実際の支払いが発生するのは平成27年度からとなります。平成

26年度中は、平成27年度稼働に向けまして契約、システムの移行及び構築を行いますので、平成26年度を含めた期間の設定となっています。

また、限度額の1億4,200万につきましては、本契約に係る5年間の限度額であり、行政事務電算システム本体と、それに伴います平成28年8月以降から平成31年度までの財務会計システムなど、その他システムを含めた額でございます。

さらに、クラウドといたしまして、庁舎内に機器を置くのではなく、業者のデータセンターに機器を置きましてネットワークを接続する仕組みを採用する予定でございますので、これにつきましては、災害時等のデータ管理に係るセキュリティー面も向上するものと考えております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 次に、6ページ、事項別明細書。（発言する者あり）何です。

○議員（2番 山本 定生君） 今のところ。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いませぬ。今、クラウドにつながと言われてたんですけど、クラウドはこれ、相手はどこになるんですか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） これは平成27年4月に稼働する必要がございますので、現在のところ総合的に判断しまして、現在取り引きのございますBCCを予定しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） もう一つ、当初予算のほうで以前から債務負担で、26年度から28年度までのこの行政事務電算システムというのが上がってると思うんですが、それとこれ、重複するんですか、それとも全く別個になるんですか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 残りの部分につきましては、残りの部分も加味しての金額になります。

○議長（花畑 明君） 次に、6ページ、事項別明細書。総括歳入6ページ。同じく、総括歳出の7ページ。次に、歳入8ページ、9ページまで。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 8ページ、国庫支出金2項国庫補助金1目民生費補助金3節臨時福祉給付金等事業費補助金、こちらに臨時福祉給付金事務費補助金と、子育て世帯臨時特例給付事業で事務費補助金というこの2つがあるんですが、こちらの2つについての詳細説明とスケジュールのほう教えてください。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

現在、この給付金の支給に向けて準備を行っていただいております。電算室のパソコン1台で今のところ業務を行っておりますが、7月から申請受け付けが本格的に行われます。この分で、パソコン、トータル3台分の補助金でございます。

スケジュール的には、7月、先ほど申し上げたとおり6月20日過ぎに該当世帯に通知をいたします。それから、7月1日から本格的な申請書の受け付けとなりまして、速やかに支給決定するためにパソコンで処理をいたしたいので、今回の補正を上げた次第でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これ、たしか当初で上がったやつですよね。ということは、パソコンを購入するという形で申請すると、またもう少し余分にもらえたっちゃう形になるのかな、ちょっとその辺教えて。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） この事務費につきましては、備品購入は一切認められておりませんので、これ、リースになります。当初、うちが当初予算でこの給付金計上させていただいておりましたので、詳細については、国から小出し小出しで来るものですから、内容の全容を把握できかねておりましたので、パソコンまで目が届きませんでしたので、今回パソコンの増設ということでお願いした次第でございます。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 3節の障害者福祉費負担金の補装具費負担金ってこれ、どんなものですか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長、答弁。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

補装具負担金でございますが、この分につきまして国庫補助金が2分の1、下に県支出金の県のが4分の1補助金がつきます。補装具としましては、義足、車椅子等ございまして、年によっては該当者の方の増減がございまして、今年度はいろんなそういう相談がございましてふえる予定でございましたので、今回増額の補正を上げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかにいいですか。是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 8ページのところでちょっと漏らしましたんですが、臨時福祉給付金、事務費ですが、給付金とはどういうものでしょうかね。ちょっと尋ねられたときに説明をしたいと思います。以前の子育て支援交付金とはどういうふうに違うかというのをあわせてお願

いたします。

○議長（花畑 明君） 是石議員、これ当初予算でもう既に説明済みだと思うんですけども。

○議員（8番 是石 利彦君） もう一度お願いします。

○議長（花畑 明君） もう一度ですか。

○議員（8番 是石 利彦君） 大事なことです。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長、答弁を。（「担当課長がすぐわからんと」と呼ぶ者あり）健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 詳細についての資料が今手持ちにございませんが、臨時福祉給付金は非課税の方でございまして、扶養されてない非課税の方でございまして。子育て世帯給付金は、現在児童手当を受給してる方がほぼもらえる、1人1万円の金額でございまして。なお、臨時福祉給付金につきましては、基礎年金等を、障害年金をいただいている方は5,000円の加算がございまして。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ありがとうございます。

ですから、先ほど6月20日までにその該当者に通知をするということでしたですね、でしたね、そう言われたでしょ。ですから、6月20日までに該当者に通知をするということでしたから、それを持って申請をする方じゃないと、これは受けられないということになるわけですね。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） もちろん申請主義でございまして、そのとおりでございまして。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか。

歳入の9ページお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 14款県支出金2項県補助金2目民生費補助金2節児童福祉費補助金、基本的な生活習慣習得事業費補助金、この事業の詳細説明と補助率の説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

平成26年度福岡県基本的な生活習慣習得事業費補助金交付要綱の内容でございまして。知事は、小学校入学以後の生活や学習の基盤づくりに向け、支援が必要な児童等に対し基本的な生活習慣の習得を支援するため、市町村が行う就学前児童及びその保護者等の基本的な生活習慣習得に係る取り組みに要する経費に対して、予算の範囲内で補助を交付するという補助金の内容でございまして、補助率が10分の10でございまして。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっともう一回聞きたい。これは国の事業になるのかな、県のほうになるの、どちらなの。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

県補助金でございますので、県の事業でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） よろしいですか。

では、歳入全般についての御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 次に、歳出に入ります。歳出10ページから11ページ。若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 若山です。企画費の中で委託料、航空写真撮影業務委託料というのがありますが、これはどこを何の目的で撮影するんですか。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

これは、町の全景が一目でわかるような航空写真を撮影するために予算を計上させていただいたものでございます。

その活用につきましては、今後町で作成いたします印刷物などに利用したり、町の案内用の掲示板など、これからいろいろと活用していきたいと考えてございます。これまでも固定資産税等の課税などに利用するために、航空写真の撮影は行ってはおりましたが、割と空気の澄んだ冬場の撮影が多かったわけですが、今回は緑の青々した状況を撮影したいと思ひまして、その時期に撮影を行い、その写真を今後町のPR用として所持いたしたく予算計上したものでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 一般管理費、2節の給料210万9,000円。これの説明お願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えします。

これにつきましては、人事異動に伴います給料の増額でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じく総務費の総務管理費の一般管理費で19節負担金補助及び交付金、区振興事業補助金というのが出ておりますが、2こ公民館と放送施設、この詳細説明とどこの話なのかちょっと教えてください。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

まず、公民館のほうなんですけども、これは広津上の自治会の公民館の改修に伴う補助金でございます。公民館の老朽化に伴いまして、廊下側の窓から雨が降り込むために、その一部を改修したいということで申請が出ております。見積金額が57万6,720円に対しまして、補助が2分の1になりますので28万9,000円。

それから、下のほうの放送施設の関係なんですけども、これにつきましては、今吉下の自治会で放送設備改修に伴う補助金でございます。放送施設のうち拡声器、それから、ケーブルが経年による劣化によりまして不具合が起きているために改修が必要という申請に伴いまして、改修を行う予定にしております。見積金額9万6,789円の2分の1で、4万9,000円という補正予算の数字を計上しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 先ほどの一般管理費、給料、人事異動にかかわるものだったということでした。これ、この時期補正をするということですので、もうちょっと詳細にできませんか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） まず、住民課長が企画財政課長にかわった関係。それから、教務係長が総務課付になった関係。それから、教務課の職員が会計課に異動した関係。それから、企画財政課の職員が教務課に異動した関係。それから、会計課の職員が住民課に異動した関係で、その増減でこういうふうな金額になっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに。丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 6番、丸谷です。2款総務費1項総務管理費6目企画費8節報償費企業立地奨励金、この説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

吉富町では、平成17年4月1日から町内における企業立地を促進するために、奨励金を3年間交付する制度を設けております。これは、町内への事業者などの新設のみならず、増設または

移設した場合にも、それに伴って取得した土地、家屋及び償却資産に課される固定資産税相当額の2分の1を奨励金として交付するものでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか。是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） これは、じゃあ、何か予定があるんでしょうか。それをもうちょっと詳細にできましたら。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回、補正予算を計上させていただいてる理由でございまして、26年度では2件の該当がございまして、当初予算編成時点では1件分のみを概算額で計上いたしておりました。そして、残り1件分につきましては、実際の固定資産税額が確定した後に補正予算を計上することにしておりました。そこで、今回奨励金の対象となる償却資産等の課税額が確定したことに伴いまして、奨励金額を改めて算出いたしまして、その不足額を増額補正させていただいたものでございます。

以上です。

○議員（8番 是石 利彦君） よくわかりました。

○議長（花畑 明君） 梅津議員は。

○議員（4番 梅津 義信君） よくわかりました。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 11ページに入ります。山本議員。（「先やないですか」「あ、いいです」と呼ぶ者あり）、11ページ（「10ページ」と呼ぶ者あり）10ページに戻ります。10ページ、是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ちょっとメモったりしてましたんで、済いません。

10ページの戸籍住民基本台帳のところですか。一般職のマイナス318万6,000円、これ説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） これにつきましても、人事異動の関係でございまして。

○議長（花畑 明君） よろしいですか。

11ページをお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じく、戸籍住民基本台帳費の中の7節賃金、臨時職員等賃金というのが上がっておりますが、この説明と算定の根拠をお願いします。

○議長（花畑 明君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 7節で賃金、臨時職員等賃金ということで42万3,000円を計上しております。この臨時職員等賃金につきましては、住民課職員の体調不良により病気休暇の届け出が出されたことによる、臨時職員配置に伴います賃金の補正予算の計上であります。

住民課の業務は、戸籍、住民票の発行を始め、年金等の窓口業務が多く、病気休暇により職員減による発行業務等の遅延や、職員が町内の現場に出向く場合や出張時における窓口業務のサービス低下を防止する観点から、臨時職員の配置を希望するものであります。

そこで、その臨時職員配置に伴います賃金を今回補正予算として計上するわけでございます。算出基礎ですけど、7月から9月までの土・日・祝日を除きました63日分に、今臨時職員の日額賃金が6,700円ですので、それを乗じた金額を計上しております。

○議長（花畑 明君） ほかに、11ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今よくわかりました、人が足りないということでしょうけど。病気休暇3カ月臨時職員を入れるということは、結構長い形だと思うんですが、ほかにまだこういう病気の方とか、そこの住民課ではいらっしゃるんでしょうか。

○議長（花畑 明君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 住民課では、今現在、病気休暇が出されてるのは1名です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちなみに、ちょっと総務課長、これ全体的にどうなの、人を回せるほどの人はいない、病気休暇が多いとか、何かそんなのあります。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 今現在4名、今の住民課の職員を入れて4名ほど休暇をとっていますので、臨時職員を雇わざるを得ない状態というふうに思います。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 今4名と聞きましたが、庁全体で4名、以前何か5名とかいう話も聞きましたんですが、それの方々とは違う方でしょうか。（「議長、全然違う」と呼ぶ者あり）

○議長（花畑 明君） ちょっと、質問の……。是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） それじゃあ、4名、ここの住民課では1名、ほかでは合わせて4名だということですので、大体2カ月、3カ月でよくなって復帰できるものでしょうか。

○議長（花畑 明君） 是石議員、だから予算審議に必要なのかどうなのかちゅうことで。

○議員（8番 是石 利彦君） おかしかったら賛成できませんからね。納得いくまで聞きますよ。

○議長（花畑 明君） 総務課長、答えられる範囲で答弁を。総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 2カ月とか3カ月とか言われたんですけども、精神的な部分なので、いついつとかいう期日はわかりかねます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今、是石議員が聞かれてたんで、これ予算審議と言われましたけど、先ほど私が何で臨時職員賃金の話で聞いたかっていうと、臨時の職員、先ほど住民課は大事な業務であると、住民課の窓口というのは。臨時職員ではなくて、私はほかの部署から回せるのであれば、ある程度わかった人のほうがいいんじゃないかという意味で聞きました。となれば、ここでこの4人も休んでるのであれば、例えば派遣を取りやめるとか、何かそういう形で考えないと、臨時職員で何カ月になるかわからないのに、二、三カ月の人をどんどん入れかえていいものなのかなと、ちょっと根本的に思うんですけど、その辺どうですか、総務課長、そういう検討はしていますか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 所管がそういう期日で設定していますので、総務課としてはそれに従うしかありません。

以上です。

○議長（花畑 明君） よろしいでしょうか。

再度11ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それでは、ここでとまってもしょうがないんで、次行きます。

民生費、社会福祉費3項老人福祉費19節負担金補助及び交付金、こちらで社会福祉法人助成金というものが出ておりますが、この助成について詳細説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

今年4月より新規開設しております特別養護老人ホームさくら苑を運営しております社会福祉法人初花会への助成でございます。社会福祉法並びに吉富町社会福祉法人の助成に関する条例に基づいていたすもので、昭和56年、社会福祉法人照宝会昭和保育園、平成7年度、社会福祉法人緑風会吉富鳳寿園への助成もしており、今回同様の助成をいたすものでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今ちょっと法と条例と言われましたんで、法と条例に基づくものなのだと思います。では、その場合の算定根拠と補助率の説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

特別養護老人ホームの場合は県の補助基準額を使って100分の5になっておりますので、前回の社会福祉法人緑風会に出したとおりの率を使わせていただいております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、緑風会と言われました。じゃあ、過去同様の施設の場合も100分の5という形で出されたんですね。そのときの数字とか、ちょっと比較する説明なんかありますでしょうか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

昭和56年度、照宝会昭和保育園の分でございます。県の基本額が8,544万4,600円、保育園の場合は100分の10で、850万円の助成をさせていただいております。

次に、平成7年度、社会福祉法人緑風会吉富鳳寿園の特養の分でございますが、基準額が3億1,139万2,990円の100分の5ということで、1,556万円の補助をやっております。なお、緑風会吉富鳳寿園設立当時はショートステイに対しても国の補助率がありましたので、それもプラスしてトータル1,900万円の助成をしております。なお、今回上程いたしました初花会でございますが、基準額が4億4,010万5,973円、これの100分の5ということで、2,200万円の計上をさせてもらった次第でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） よろしいですか。是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 特別養護老人ホームとかはわかりました。御町内に、ほかには福祉に関する老人のそういう施設ありますね。そういうところにもこれはあるんですか、今、披瀝はなかったけれど。（「ないよ」と呼ぶ者あり）

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

この助成の根拠法令でございますが、社会福祉法並びに吉富町社会福祉法人の助成に関する条例でございますので、NPO法人、医療法人、有限会社等は該当しておりません。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 12ページに入ります。是石議員。11ページですか。

○議員（8番 是石 利彦君） 同じとこです。

このほかには助成とかいうのは、特別に町独自の何かはないんですね、社会福祉法人に向けて、ありますか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

条例に基づく以外の特別なそういう助成金等はありません。

以上でございます。（「常識」と呼ぶ者あり）

○議長（花畑 明君） 12ページに入ります。是石直哉議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 1番、是石です。12ページ、2項の児童福祉費ですが、これは先ほどの歳入のところの県の補助金の基本的生活習慣習得事業費補助金の229万4,000円だと思いますが、使い道については町に任されてると、そのような認識でよろしいでしょうか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

この件については、県のヒアリングがございまして、どういうのに使うということで、用途を確実に審査した結果がこの数字でございます。

以上でございます。（「大丈夫」と呼ぶ者あり）

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） これは、じゃあ建設費に係るちゅうことでいいんだろうと思うんですね、4億幾らに関する……、ごめんなさい、私が聞きたいのは老人福祉施設の社会福祉法人助成金のところですが（発言する者あり）そうやったの、ならちょっと戻してもらえませんか。

○議長（花畑 明君） 何ページの何からお願いします。

○議員（8番 是石 利彦君） 11ページの社会福祉法人助成金のところですか。大変失礼しました。メモしちよったもんで聞き漏らしました。済いません。

今言ったのは、社会福祉法人助成金のところで、じゃ、話を変えましょうか。この初花会には町有地をお貸ししておりますね、安価で。土地をお貸ししております。この理由と、先ほどの助成金とどういう関係、関係はもう全くないんでしょうか。先ほどはそれ以上にはないと、条例に基づいて助成金を出してあるということですが、町有地を初花会には安価な金額でお貸ししておると聞いております、50年間でしたね。それはよろしいんですか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長、わかりやすく答弁を。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

財産管理は、当課でございまして企画財政課でございまして。そのときのいきさつ、議会でもそういうお話がございましたので、私のほうからお答えさせていただきますが、たしか普通財産に関する貸し付けの条例がございまして、特別に安価な貸し付けではなかったと思います。その固定資産相当標準額の何%というので、どなた様に貸してもそういう数字ということで私はそのとき聞き及んでおります。特別にその法人に対して特別に何かをしたちゅう、そういうことは毛

頭ございません。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長、補足で何かあります。

○企画財政課長（奥田 健一君） 先ほど御質問にもありました安価な価格でというところなんです、町有地の貸し付けにつきましては、企画財政課のほうの事務でやっておりますが、どここの施設だからとか、誰だからということでの安価な設定をするわけではございません。決められた額を算出し、それを面積を掛けて出してるものでございます。安価ということではないと御認識をしていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員、もう3回目、済んでます。

○議員（8番 是石 利彦君） それに対して。

○議長（花畑 明君） もう、だめ。

○議員（8番 是石 利彦君） だめ。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。ちょっと今、私もこの是石さんのやりとりを聞きよってちょっと気になったんでお聞きしたいんですが、先ほどは法と条例に基づくと言われましたが、町独自も分ありませんかと言われたら、「いいえ、法に基づきます」というお答えやったんですね。これは、法に基づいた補助金じゃないんです、どちらなんですかね、条例に基づく分なんでしょうか、法に基づく分なんでしょうか。なおかつ、これに対して一般財源が入っており、全額一般財源ですから、これに対する補助とか何かそういうものはあるんでしょうか。ちょっと、その辺を確認したいんですけど。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

社会福祉法第58条、国または地方公共団体は、必要であると認められるときは、地方公共団体の条例の定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出することができるとなっております。つまり、これを根拠にして吉富町社会福祉法人の助成に関する条例をつくって助成をしてるということでございます。はっきり言えば、町独自でこういう条例をつくってしたということでございますが、その条例の根拠は、先ほど述べたとおり、社会福祉法の助成について第58条に書いてあるそのとおりでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 済みません、お答えする特養でございますが、その金額に対し

て、特別、国、県からの補助金等はありません。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） よろしいですか。12ページに入ってよろしいでしょうか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この民生費、3款民生費の2項児童福祉費、ここから全部です。多分、この先日いただいた就学前児童サポート事業、先ほど歳入で聞いた分だと思うんですね。ちょっとこの件について、みんなにわかりやすい説明をちょっと先にお願ひできますか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

まず、就学前児童サポート事業についての説明でございます。

本事業は、就学前の子供とその保護者や関係者を対象に、生活習慣を含む幼児期の望ましい姿を認識してもらい、就学期を迎えるための準備を支援するための取り組みでございます。

本事業を実施する目的は、現在の子供たちの学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとされており基本的な生活習慣の乱れを幼児期から改善することと、就学後に鮮明にあらわれる発達のおつまずきの原因を早期発見、早期支援することによるものでございます。具体的には、次の4つの取り組みを考えております。

1つ目の取り組みは、子供の発達の過程において就学前の乳児期に身についておくべき基本的な生活習慣の習得を目的とした保護者向けの講話の実施です。

2つ目が、法に基づく3歳児健診、母子保健法でございます。と就学前の健診、学校保健安全法の間で町独自で5歳児健診を実施し、健やかな身体発育の確認と発達障害等、発達の問題の発見の機会を設けることで、切れ目ない母子保健サービスを提供するものでございます。提供後は、個別のアフターフォローも実施を予定しております。

そして、3つ目でございますが、日々子供とのかかわる保育士の保育の質の向上を図ることを目的とし、町内保育所職員を対象にした発達障害についての研修会を行います。

最後の4つ目でございますが、保育士が子供の年齢に応じ、発達段階や発達課題を確認しながら、気になる児童とのかかわり方を学ぶことで、保育士自身が発達支援者の一員となることを目的に、専門機関による保育所の巡回相談を行います。

以上が本事業の具体的な取り組みでございます。吉富町の子供の未来のため、関係機関が一丸となって取り組むべき事業と考えております。

なお、この事業は平成26年度福岡県基本的な生活習慣習得事業の補助事業でありまして、補助率、先ほど述べたとおり10分の10でございます。本年3月27日に、本町が県内補助対象10市町のうちのひとつとして選定された事業でございます。今回、必要な予算を計上させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） 大変いいことですね。当初予算で何でなかったのかなと思ったら、3月27日に決まったということなんですが、これ教育の一環だと思うんですが、教育委員会との連携とか、その辺はどうなってるのかなとちょっとお聞きしたいのと、3月当初予算のときになかったものですから、これらについての計画などありますでしょうか。ちょっと後、教育長のほうからこの件について補足することがありましたら御説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） お答えします。

5歳児健診につきましているいろいろ相談もありました。そして、委員会といたしましても、子ども発達支援員の先生もおりますので、そういったことで合議しながら一緒に進めていこうということで対応してるところでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。いいですか。山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） 今、教育長にお聞きしたかったのはそうじゃなくて、これは教育の一環だと思うんで、あくまでも教育長がある程度これについて、こういう形で進めたいと思いますという、ちょっと何かそういうのがあるのかなと思ってお聞きしたんですが、そういうのはなかったですか、別に。はい、そうですか。はい、いいです。

○議長（花畑 明君） 12ページ、13ページ。横川議員。

○議員（５番 横川 清一君） 8款土木費1項土木管理費の1目土木総務費の12節役務費184万円、土地分筆登記料等手数料ですが、これはどこの部分でしょうか、お答え願います。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

この土地分筆手数料につきましては、平成25度に昨年度田辺三菱製薬より購入した旧延命社宅用地の一部を、町道広津浜田線の拡幅に伴う道路用地として工事を行いました。その土地についての分筆登記です。

それと、今吉のこどもの森に進入する交差点部分の道路拡幅工事に伴う分筆登記2件分でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） 濟いません。ちょっと12ページで手を挙げたんですが、先に行かれました。申しわけない、戻りますけど。

4 款衛生費 3 項水道事業費 1 目水道施設費 1 9 節負担金補助及び交付金で、水道事業補助金とありますが、こちらの説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 水道事業会計に補助している金額でございまして、水道会計のほうで人事異動に伴う人件費、法定福利費の減に伴う補助金の減額でございまして、

以上でございまして。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9 番 若山 征洋君） 13 ページですが、駅周辺管理費で委託料で 225 万円上がっております。これは、この内容がちょっと説明してほしいんですが、どんな業務をやるのかとか、指定業者はとか、どんな算出でこの数字になったのかとか、そういうことをちょっと説明願います。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

まず、この予算計上につきましては、7 月、JR が無人化となります。以降につきましては JR の駅員がいない、不在であることからふるさとセンター、それから駐輪場、周辺の花壇等々の管理委託、清掃、鍵の開閉、施錠等を考えております。

算定につきましては、その施設を算定する根拠というものはございません。その算定の根拠につきましては、おおむね管理、例えば花壇の清掃、剪定等に必要な時間等を算定しまして、国・県が示しております作業員の賃金等を参考に算出いたしました。算出は、年間おおむね 300 万として算定し、それを一月でしますと 25 万、今年 7 月から来年 3 月までの 9 カ月でありますので、25 万円の 9 カ月分ということで、225 万の予算計上となります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9 番 若山 征洋君） 指定業者等はまだ決まってないんですかね。それと、これは大体新聞報道などによりますと、2 月に改めて、7 月から無人化しますよという通知がなされていると思うんですよ。2 月なら、私、当初予算に間に合うんじゃないかなと思いましたが、何か事情があったんだろうと思いますから、その辺のことをちょっと説明してもらいたいと思います。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 委託業者につきましては、予算議決後に業者の選定に入りたいというふうに考えておりますので、現在のところまだ未確定でございまして、

それから、2 月に JR の駅が無人化ということでございまして、当課としましても、できれば JR に引き続き駅員を常駐してほしいという思いがございまして、その旨をお願いしてございまして、

た。JRのほうも、本来はダイヤ改正にあわせて4月無人化をする予定ではありましたが、本町の事情も酌んでいただき7月からの無人化ということになった経緯がございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません。これ、先ほど算定基準の根拠はないと言われたんですが、ここ、我々も青パトなんかで行って、よく、つくづく思うんです、それとあと、この駅つくるときにそういうことも前提で、たしか駅の計画をしたと思うんですが、その委託業者、指定業者かどうかわかりませんが、そちらに出すときに大体こういう業務ですよというような何か、提案した資料かなんかあると思うんですよ。そういうのないとちょっと先ほど言われたこの25万円というのが妥当なのかどうか、我々が今ここで判断するのが難しいと思うんで、もしよければこういう業務ですとか何かわかるような資料があれば提出していただきたいんですが、以上、どうでしょうか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 積算の資料につきましては、予算計上に伴ってうちが概算で算定した根拠としてはございます。ただ、これから予算を議決をいただいて、当課が算定している業務内容について、最終的に業者が決定した中で細かい打ち合わせもしなければならぬとは思っております。大まかには、先ほど申しましたように、ふるさとセンターの施設の管理、それから周辺の清掃業務、庭木の剪定、除草、自転車駐輪場の清掃、有料駐車場の料金収入等々を考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） それで、業務内容のことで聞きたいんですけど、自販機なんか置いておいても、お年寄りの方は使えない人がおるんですよ。それで、定期等もなかなかあそこではもうできないよね。そういうことをいろいろ考えますと、やはりほんとに皆さんが使いやすいような駅にならんといかんと思うんで、そういうところも含めて、どうか業務委託、指定管理者にするんならばそういうことも含めて、万が一、年間で恐らくこれ毎年今後発生すると思いますから、オーバーしても結構ですから、町民、駅利用者の方が使いやすいようなことにしてほしいと思いますので、ここでちょっとお願いしときます。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 大変申しわけない。ちょっと12ページで、ちょっとお願いします。（笑声）

児童福祉費のところですよ。これ12ページになりますが、児童福祉総務費、一般財源から7万

4,000円の植木の手入れ、こういうのが出ておりますが、この説明をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

この7万4,000円の方でございますが、子育て支援センターの桜の木が1本もう立ち枯れておりました。そのために、早急に植木手入れの予算を使って処理した分でございます。7万4,000円、通常の植木の管理ということでございましたので、この分を補正をさせていただく次第でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 今までなかったからちょっとお聞きしとかななと思っておりました。今のお話では、もう立ち枯れを作業したんです、専決でしたちゅうことなんでしょうか、聞き漏らしたけれど。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 通常の、植木手入れがでございます。植木手入れのとき、枯れた枝とか木があれば切るんでございますが、今回特別に大きな木が1本枯れておりました。子供の安全確保のために早急にいたすものでございますので、通常予算組みをしておりました金額から、今度、特別に切った分を使わせてもらった次第でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちゅうことは、今のは何、流用したちゅうのを今言いよるわけ。違うんか、そういうことやなかったの。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） こういう説明が適切でないか下手かわかりませんが、仮に植木の予算として10万円取ってるとします、植木の手入れ。立ち枯れの伐採も植木の手入れの一環とするわけなんでございますが、今回児童の安全のため、それをどうしても立ち枯れの木を切る必要がございました。だから、その10万円の中の7万4,000円を使わせていただきましたので、通常の方の手入れができなくなりますので、これを補正させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 13ページですけど、いいでしょうか、かなり過去に戻ってるんですけど。

○議長（花畑 明君） どうぞ。

○議員（4番 梅津 義信君） JRの7月から吉富駅が無人化になるって話ですけど、あそこは既にもう直営ではございませんでした。JRのグループ会社であるところが委託ちゅう形で、直営で経営してなかったんですけども、何分JRのほうも経費節減でそうなったというように伺っていますけれども、この今から聞くことは、業者が決まった後でしか述べられないんでしょうけれども、ぜひ決まる過程においては、隣駅の三毛門駅なんかはOB会、鉄道のOBなんかの協力を求めて……。〔「お金がない」と呼ぶ者あり〕そういうことも加味しながら、いけんではないです、考えているでしょうか。

もう一回言おう。

○議長（花畑 明君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 町民の中にはやっぱり無人化になるちゅうことで非常に不安を持っている方いると思うので、選定に当たってはそういうことも、指定業者ちゅうか、そういう業者を決めるときには、そういうことも加味しながら考えているでしょうかという質問です。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） JRがふるさとセンター、あるいは駐輪場、駐車場等々の施設管理でございますので、現在のところそのJRのOB会というのは考えてはおりません。

○議長（花畑 明君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） ぜひこれ、議決後に管理していただける方を選ぶと思うんですけども、そういうことも網羅した中での業者さんを選ぶようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと前後してるんで、ちょっとまた駅のほうで行きたいんですが、先ほども言いましたが、月今25万の約算定と言われましたが、これが安い高いかというのの判断がちょっとつきにくいんです。私からすると、1日1万というのは無茶苦茶安いんじゃないかなというイメージなんです。年間365万、例えば、1人雇おうと思っても365万円で365日、1人の人間ちゅうわけにはいかないでしょうから、だから、私は正直安いというすごいイメージなんです。それで、先ほど言ったように、どの辺の管理区分まで頼むのかなというのが、例えばそこにパートさんでできるものがあるのか、レディースさんをお願いすればいいのか、その辺のちょっと基準が全然わからなくて、ちょっとそういう概算的なものの資料があればお察し願えれば、これについてできるかなって思った。それでちょっとお聞きしたんで、ちょっとそういうのは無理でしょうかね。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 25万が高いか安いかと、確かに今回初めて委託をするという経緯もございます。今年7月から来年3月まで委託をした中で、その月当たりの25万が高いのか安いのか、その委託内容が適切なのかどうかというのを検証し、次年度以降の参考としたいとは思っております。

算定の根拠ですが、一応当課としましては、道路工事、いろんな工事等で積算するものと同様な積算基準、単価等を採用している関係から、その資料についてはお示しできない状況にあります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 3番、太田です。吉富町駅の件でもう一度確認したいんですけども、225万計上されてます、補正を。その中で、花壇、駐輪場、除草も含めてという話だったんですけども、新聞紙上では7月に無人化になるということで、同僚議員も言っていましたけども、駅員の配置ですね、この予算にはどうか、質問していいかどうかわかりませんが、今後無人化になると、当然、今吉富駅周辺がかなり荒れてる状況であります。荒れてるというか、非行の一つの原因というか、そこがたまり場になる可能性もありますので、ぜひ無人化にならないように、この業務も含めた駅員の配置もぜひ前向きに検討していただきたいというように思っております。（発言する者あり）

○議長（花畑 明君） 静粛に。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません。駅のほうはそういう形で皆さん質問ではなくて意見になっておりますので、もう、ちょっと次に行きたいと思えます。

9款消防費1項消防費、災害対策費、この備品購入費ですが、これちょっと内容の説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明を申し上げます。

これは、自主防災組織による自主的な訓練などが各地区で活発に行われている状況の中で、消火栓等、格納箱の点検が各地区で行われまして、そのときに腐食等が進んだ格納箱がございますので、取りかえてもらいたいという要望が3自治会から依頼があります。その関係で、今回補正予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） どこかの地区で、町の消火栓のホース、あれのホースの先っちょだけが盗まれる事例とかなんか、いろいろ各地であつてるとか、何かよくお聞きするんですが、

しかし、あれは緊急時にいつでもあけられなければいけないから、鍵を閉めるわけにもいかんということで、なかなか対策が難しいということなんです。町のほうはこれは大丈夫だったでしょう。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えします。

先月、全部確認して回りました。その状況の中ではございませんでした。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかによろしいですか。

14ページ。若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 14ページの工事請負費、これ駐車場ブロック塀取り替え工事130万というのが出ております。ちょっとこれ、私、おかしいなと思って、臨時議会のとき、4月でしたかね、ときは100万だった。で、今度は出してきたんが130万、増額してきちゃうんです。これ、臨時議会のときは何だったんだろうかと、そしてまた増額した理由は何であるかと、それをちょっと説明してもらいたい。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えいたします。

今回30万円増額しました理由につきましては、前回臨時議会の工事費100万円の計上したときには事故当事者の負担分の工事6.5メートルです。この分を除いた総延長29.3メートルの工事費の計上でありました。

今回の工事費130万円の計上につきましては、事故発生から日数がたったために事故の当事者と示談を行いまして、当事者負担分を町に受け入れた関係で、当事者分を含めた全延長35.8メートルの工事となりますので、30万円の増額となりました。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 増額の理由はわかったけど、4月に100万で出してきた、そのときにもうちょっとしっかり検証してもらいたかったです。私たち、これ見ると何だろかと思って不審に思うんじゃない。ただ、思いつきでぽんと100万出して、今度また議会に130万という、そんな出し方はやめてほしいです。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） この根拠は同じでありまして、その臨時議会で提案しました折には、当事者分につきましては、保険会社のほうから施工業者に支払いをしてもらう関係でありました。それを全ての35.8メートルの工事内容等につきましては、臨時議会で提案させてもらったと

きと同様であります。支払いの区分につきましては、そのときにつきましては、当事者分の6.5メートルにつきましては、当事者の保険会社から施工業者に支払いをお願いするようしておりました。そういう関係で、中身については金額につきましても、工事内容、総延長内容につきましても、臨時議会で提案したとおりであります。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに、14ページ。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） フォーユー会館費、今のところの上、需用費で修繕料67万1,000円とありますが、この説明をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） フォーユー会館の非常用発電機の修繕であります。

4月18日に点検をしてもらっております業者から、点検を実施した結果によりまして、蓄電池ホルダー等部品の交換が必要と診断されたために、報告書に基づき、施設の適正な維持管理を図るために修繕をするための予算の計上であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 今度、点検してもらったらわかったというんですね。年に何回かいろんなところ点検していただいているだろうと思いますし、こういうものは定期的にこの部品はかえましょうという計画のもとに、こういう、特に非常用の発電機なんちゅうものはあるだろうと思いますが、それまではうまくいったわけですか。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 点検時におきまして、そういう指摘があったときにその都度かえるように計画しております。その修繕の計画としまして、何年にそこを換えるとかじゃありませんで、いろいろそういう指摘がありました箇所につきましては、非常事態のときに支障のないように、早目に交換をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） こういう非常用の発電機ですから、月に1回テストですか、テストランをしているのでしょうか。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 点検を行う際に、試運転をしております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっともう皆さんが先に行ってしまったんで、済いません。

14ページ、10款の教育費、2項小学校費1目学校管理費7節賃金、臨時職員等賃金、減額になっておりますが、こちらの説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 説明いたします。

当初予算の編成時に新6年生が82名で、3学級体制を維持するために必要な児童数81人のぎりぎりであったために、新学期開始までに児童数が減り2学級しかできず、教員が2名しか配置されなかったときのための措置として、当初予算に予算計上しておりました。ですが、新学期開始時点におきまして、児童数の減少がなく、3学級を維持できたために県費教員が配置されましたので、この賃金が不要となりましたので、当初予算計上額の全額を減額するものであります。以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この非常勤講師、その代替のやつは、あれはこのきめ細かな指導とかいうあの先生とはまた別なんですか、ちょっと教えてください。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 児童数が減りまして2学級になったときには、きめ細かな授業ができませんので、そのときのための3学級を維持するために、要するに、きめ細かな指導をするための講師の賃金の計上でありました。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 次、行きます。社会教育費、その下の4項社会教育総務費2目の公民館費、こちら賃金の通勤手当相当分というのが上がってるんですが、こちらのほうのちょっと説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

フォーユー会館の図書整理員につきまして、通勤手当が支払う必要が発生したために、その分の相当賃金を補正計上するものであります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済いません。その下、今度は文化財保護費、こちら旅費に費用弁償というものが出ておりますが、こちらの説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 教務課で4月1日から委嘱をしています埋蔵文化財の発掘調査員につきまして、通勤手当に相当する費用弁償が発生したために、その相当額を補正計上するものがあります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません。ちょっと今、埋蔵文化財発掘調査員の通勤手当相当分とお聞きしたんですが、こちらの方はたしか何年かうちがずっと予算計上しながら、私がいつまでもいないで大丈夫ですかというふうに、たしか何回かお聞きしたと思うんですが、そちらの方が採用できたということによろしいのでしょうか。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） そのとおりであります。4月1日から採用をさせてもらっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 何でこれ言うかという、先ほども何か下水のほうでちょっとお聞きしたんでちょっと気になってたんですが、これ、議会もずっと心配してたんで、そういう方が採用されたんなら、せめて議会にも一言「御心配かけました、採用できました」とか何か一言ぐらいあってしかるべしではないかなと思うんですが、この辺どうでしょう。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 御指摘の点も含めて認識しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちなみに、どういう方なんですか、その方、今回採用された方、たしかかなり難しい資格が必要な方やったと思うんですよ。やけ、ちょっとどんな方なんか、もしここで聞けるんなら教えてください。

○議長（花畑 明君） 山本議員、もう3回過ぎてますので。

ほかに14ページございませんか。（「進めました」と呼ぶ者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 15ページ、お願いします。歳出全般についての御質疑はございませんか——御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 歳入歳出全般についての御質疑はございませんか。梅津議員。

○議員（４番 梅津 義信君） くどいようですが、先ほどの駅の関連で、これは町長に聞いてみたいと思います。

本町のように高速道路が通らない町は特に駅を、意見でございませぬ、町長もそう思われてるというふうに、新聞紙上でマイナスをプラスに考えたいというふうに私は拝見しましたので、この額が適切かどうかちゅうのを先ほど同僚議員も言われてましたように、来年から増額もあり得ると思うんですけども、無人化後の駅についてのこの予算が計上されてますので、マイナスをプラスにという紙面で見た町長の気持ちをちょっと聞いてみたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 私どもにとりまして、生活面でJRの吉富駅はかなり大きな部分を占めておるといふふうに認識をいたしております。

今回、JRさんが駅員の配置をやめたいという申し出がありました。私どもは駅にJRの職員さんに代わる方を配置をしたいということで今回の予算を計上いたしております。吉富駅には必ず駅の周辺管理も含めて、駅の今までと同じような体制をとっていただきたいということであります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 次に、16ページ、債務負担行為、支出予定額等に関する調書。次に、17ページ、給与費明細書。17ページ。山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） 17ページ、この職員数の減の理由と説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 1名減につきましては、こどもの森の職員の方が退職された関係で1名減になっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） その退職というのは、どういった形の退職でしょうか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 自己都合の退職でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） こどもの森、今どれぐらいの児童数があるかわかりませんが、これ、職員が減ったことによって大丈夫なのかな、ちょっとその辺お聞きできれば、大丈夫でしょうか。

○議長（花畑 明君） 余り今回には関係ないけども、答弁を、健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

吉富保育園、現在のところ109名児童をお預かりしております。御存じのとおり、国の最低基準により保育士の確保をやっておりますので、大丈夫でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかに17ページ、18ページ、19ページ、20ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 20ページ、4月1日現在で5級が当初が5名、今回6月に入ってから7名、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） これにつきましては、今度新しく課長に2名任命されましたので、その分がふえております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 6月1日、当初予算で上げるべきものじゃないのかなと思うんですが、その辺は予算のあり方と、町の予算執行計画上どうなのかなとちょっと思いますので、町長、ちょっとその辺はどうでしょう、ちょっとお聞きします。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 職員の異動辞令が4月1日になりますので、4月に入ってからということになります。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか。

21ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は、お手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に付託をいたします。

なお、質疑においては、ページ指定のところなるべくお願いしたいと思います。その後に全般についてのところがございますので、そのところでさかのぼってのページで、円滑な議事進行

に御協力をお願いしたいと思います。

● ● ●

日程第5. 議案第31号 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に
ついて

○議長(花畑 明君) 日程第5、議案第31号平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

まず、補正予算書の1ページ。歳入2ページ。歳出3ページ。次に、4ページ、事項別明細書、総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。次に、歳入の6ページお願いします。是石利彦議員。

○議員(8番 是石 利彦君) 歳入6ページの1節財政調整交付金特別財政調整交付金127万7,000円、この説明をお願いします。

○議長(花畑 明君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(上西 裕君) お答えさせていただきます。

この分は、連合会電算システム変更業務委託料並びに電算システム改修委託料の分でございます。いずれも国からの国庫支出金として、財政調整交付金としての交付金でございます。

以上でございます。

○議長(花畑 明君) 歳入全般についての御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(花畑 明君) 次に、歳出に入ります。7ページ。山本議員。

○議員(2番 山本 定生君) 濟いませぬ。先ほどはフライングをしてしまいました。もう一度お聞きします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料、連合会電算システム変更業務委託料72万9,000円と、電算システム改修委託料54万8,000円ですが、こちらの説明をお願いします。また、こちらちょっと補助率聞こうと思ったんですが、先ほどこちら全部先に歳入のほうで言ってくださったようなんで、そちらは省きましょう。ちょっと説明だけお願いします。

○議長(花畑 明君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(上西 裕君) お答えさせていただきます。

事業状況報告並びに調整交付金の申請書は、福岡県国保連合会のシステムを利用させていただいております。今回現行のバージョンアップ、2.0を3.0へのバージョンアップということで、システムの更改に伴う委託料でございます。

次の電算システム改修委託料でございますが、平成26年度施行の法改正がございます。高額療養費の見直し、所得階層による多段階でございます。この分と、国保の軽減の見直し等による

電算のシステムの改修でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の連合会の電算システム変更業務委託料というのがあったわけですが、連合会ということはよその町も一緒に広域でやられてると思うんですが、これは負担金、定額負担金ですか、それとも町によって若干違うんでしょうか、これは。それとも、うちの町だけなんですか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

連合会のほうから通知が参っております、1市町村当たり72万9,000円、国保組合においては43万2,000円ということで、そういう金額を示されております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかによろしいですか。

歳出全般についての御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 歳入歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 以上、補正予算書全般について御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は、福祉産業建設委員会に付託をいたします。

日程第6. 議案第32号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

について

○議長（花畑 明君） 日程第6、議案第32号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書の1ページ。歳入の2ページ。歳出3ページ。次に、4ページ、事項別明細書、総

括歳入。5ページ、同じく総括歳出。次に、歳入6ページ。

歳入全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 次に、歳出の7ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 7ページ、歳出、2款事業費1項事業費1目事業費2節給料一般職の減額と、そのまあ一緒に聞きます、11節需用費修繕料、こちらについての説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 2節、3節、4節につきましては、人件費の減額補正によるものでございまして、これは人事異動に伴うものでございます。

それと、11節の需用費につきましては、公共柵及び人孔の設置修繕費でございまして、120万3,000円の補正でございます。これにつきましては、事業の進捗後に、当初更地でありましたところが、新たに家屋が新築されたところに公共柵を追加で設置するものでございまして、その費用でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） よろしいですか。

歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 歳入歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） では、次に8ページお願いします、給与費明細書。9ページ、10ページまで。

以上、補正予算書全般についての御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は、福祉産業建設委員会に付託をいたします。

日程第7. 議案第33号 平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（花畑 明君） 続いて、日程第7、議案第33号平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。実施計画2ページ。予定貸借対照表3ページ並びに4ページ。次に、5ページをお願いします、補正予算明細書、収益的収入及び支出。次に、給与費明細書6ページ、続いて7ページ。

以上、補正予算書全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は、福祉産業建設委員会に付託といたします。

日程第8 議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（花畑 明君） 日程第8、議案第34号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

平成26年6月23日をもって任期が満了いたします奥家謙一氏を再度任命いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議方お願いをいたします。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。本案に対しての御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この奥家さん、固定資産評価審査委員会委員の選任についてですが、この奥家さんについて町長のほうより補足といいますか、町長のほうから何か説明がありましたらどうぞ。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今回提案をいたしております固定資産評価審査委員会委員の奥家謙一さんにつきましては、もう既に皆様も御承知のとおり、従来から委員を務めていただいております。

また、不動産等につきましても造詣が深いということで、改めてまたお願いをいたしたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。まず、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は、同意することに決しました。

日程第9. 議案第35号 町道路線の廃止について

○議長（花畑 明君） 日程第9、議案第35号町道路線の廃止についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 議案第35号町道路線の廃止についてであります。御説明いたします。

道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するに当たり、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

先日お配りしました資料ナンバー2のその1を御参照ください。赤く示しております路線番号57並びに路線番号58、町営高浜住宅内の道路です。いずれも起点が吉富町大字小祝605番1地先から終点が吉富町大字小祝605番1地先までの町道です。

次に、その2を御参照ください。同じく赤く示しております路線番号第210号並びに路線番号211号、町営別府住宅内の町道であります。いずれも起点が吉富町大字別府293番地先か

ら終点が吉富町大字別府293番地先までの町道でございます。

次に、その3を御参照ください。同じく赤く示しております路線番号第231号、町営平原住宅内の町道でございます。起点が吉富町大字広津513番地先から終点が吉富町大字広津513番地先までの町道でございます。

提案理由としましては、この5路線については町営住宅内の道路であり、町営住宅内通路として一体的に管理するために今回廃止をするものであります。よろしく御審議、議決方をお願いいたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。本案に対しての御質疑はございませんか。是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 今までもこういうことがあったのでしょうか。「町営住宅内の敷地内通路として一体管理とするもの」このちょっと意味がよくわかりませんが、どういったメリットがあるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

町営住宅入居者が占有的に利用するために整備された道路でございますが、幸子団地並びに間尾住宅の住宅内の道路は町道認定はされておられません。どういうメリットかとおっしゃりますが、管理としては、町営住宅の土地の管理として、財産管理としては当課、健康福祉課がやっております。そして、その分の一部の町道は産業建設課ということで、何かそのところはちょっとおかしいんじゃないじゃろかと思って、当課から産業建設課にお願いしたところでございます。

山王住宅団地、今建設中でございますが、当初、県のヒアリングに行つてこういう配置でこうやってしますよという御説明したところ、県の職員から、そういう団地内に町道が走ってる自体ちょっとおかしいんじゃないだろうかと言って、そういう疑念を抱かれておりました。担当としては、50年前は町営住宅の団地内のみの通路としてつくられたであろうが、現在は近隣の住民の方が生活道路として使用されておりますので、このままいかせてくださいということで再度お願いしていった次第でございます。

私としては、やっぱり町営住宅の敷地内の管理、仮に住宅の前に自動車違法駐車される場合がたまにございます。そういう場合、いや、「ここは町道ですから、うちの課は関係ありません」とは言いがたいとがあります。そういうところで、町営住宅のそういう管理道、幸子団地、間尾団地、それと同様に当課で管理をさせていただくのが一番適切なことではないかということで、今回こういう上程をお願いしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 道路課だと建設がやるんだというような話で、所管の福祉課が全部道路、自動車の管理もやりたいということをお願いするんだらうかなと思いますが、じゃあ、高浜と別府団地、平原ですが、ほかのところは今さっき言われたように町道認定されてなかったと。それで、その差は何か、今の話ではメリット、デメリットはよくわからんのですが、もう一回一律にしてしまう理由はようわからんのですが、あなたたちがやれば管理がちゃんとできるんでしょうか、もう一度お願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

幸子団地内の道路並びに間尾団地内の道路、排水路も含めてきちっと健康福祉課のほうで管理させていただいております。町民にとって、物事が起きたときにやはり1つの課で事が終了するのが一番ベストだと思っております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 同僚議員が質問しました件ですけれど、それにちょっと加えて、私、町の道路、住宅内の道路を認定を廃止するということは、まず一つ自分なりに考えられるのは、何か将来構想があるのかなと。将来構想を見据えての廃止かなと、例えば住宅建て替えとか、そういうときにやりやすいのかなと。そういうことと、それと、一つはこの道路が廃止となった場合、この中で、やはり道路ではなくても今、道になっておりますから車が通りますので、万が一に事故が起きた場合には道交法が適用されないはずなんです、後はもうお互いに話し合うしかない。そして、道交法が適用されないということは、保険問題にも絡んでくると思います。

それと、特に私はこの件に対して心配なのは、道路が廃止すれば地方交付税の減額に影響するんじゃないかと思ってます。だから、これを提案してくる以上は、地方交付税の減額がどれぐらい予測しているのか、そういうことをちょっとまず説明をしてもらいたいと思います。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。（「担当や、担当課、一括で触れるの」と呼ぶ者あり）
企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 今の御質問の中で、普通交付税の減額になるんじゃないかというところの質問がございましたので、その点につきまして企画財政課のほうからお答えさせていただきます。

普通交付税の算出につきましては、毎年その計算方法に多少の違いはあるわけですが、今回の町道路線の廃止による影響額というのも、その計算によって年々ちょっと異なるわけで、一概には言えないものでございます。仮に、平成25年度の普通交付税の算出根拠に基づきまして、今

回御提案させていただいております路線が廃止されたものと仮定いたしまして、その影響額を算出すると、計算上なんですが、交付税の影響額が道路橋梁費の項目で面積と延長という項目に該当いたしまして、その面積と延長を計算しますと、計算上ですが、合計約28万ほどの地方交付税の減になるかと思えます。

ただ、基準財政収入額のほうのバランスとの兼ね合いになりますので、今の金額がそのまま減になるかどうかというのは、これはわからないものでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 概算で28万ぐらいの減になるということで今答弁いただきましたけれど、これを、減るということはどうしても町にとってマイナスなんですよね。何で今の時期にやるのかなと。もし何か住宅建て替えとか何かそういう構想があるのなら、その時期でもいいんじゃないかなと思って質問してるわけなんですけど、それと、減収の面は今課長が答えたんで、これはこれで、そこまで調べとってやったんならいいですけど、この事故発生の場合のことは専門家じゃないとようわからんけれど、どういうふうに、道交法が適用されない場合にはどういうふうに考えてるんですか、ちょっと説明していただきたいと思えます。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

道路交通法の詳しいことは私はわかりかねますが、以前スーパーの駐車場で、私、車をぶつけられました。それでもきちっと任意保険のほうは出て、警察も来て、そのとき事故証明を出してもらって、保険請求はきちっとさせていただいておる次第でございます。

関連しまして、吉富町の財務規則の167条でございますが、その中で、財産管理者は、その規則に格段の定めのある場合を除いてはどうかのとあります。公の用に供する公有財産は、事業を所管する各課長が管理するようときちっとされておりまして。私は、それに沿ってきちっとこの際正すのがいいと思って、産業建設課長にお願いしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 課長が自分の事故ちゅうか、そういう車の関係のことを事例をもって言うたけど、ほんとに大丈夫なんじゃろね、もうそれが一番心配なんですよ。任意は出るって言いましたけど、最近は何も任意掛けてない人がおる、そういう方もおるんですよ。じゃから、それがちょっと心配なんで、どうしてもやはり認定を廃止するんならば何か、もう一度聞きますけど何か計画があるんですか、将来構想、2年後にこうしましょう、3年後に住宅こうやりましょうとかいうような構想があつて、その構想に対するメリットがあるんですか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

御存じのとおり、町営住宅の長寿命化計画の中で、公営住宅の建て替えはきちっと明記されております。今回、町道廃止ということで、これもその一環でございますが、やはりその敷地を管理する当課が、きちっと所管課として責任を持って管理をさせてもらいたいということです。

町道になると、そこにとめなさいとか、どうのこうのちゅうことで当課が言えないような状態でございますので、やはりその土地を管理させて健康福祉課が管理するのが一番だと私は思っております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 私のほうからちょっとつけ加えさせていただきたいと思いますが、町営住宅の団地内の管理について、やはりその団地ごとにきちっとした安全対策あるいは防犯対策も含めた上で、一体管理が望ましいというふうに思っております。

それから、私も法律の専門家ではありませんが、以前仕事で交通事故の損害賠償の担当業務をしたことがあります。先ほど課長が言いました、例えばスーパーマーケットの駐車場、あるいは公共施設の駐車場等敷地の中、その中において発生した交通事故についても道路交通法が類推をされます。それから、例えば、人身事故があった場合には自賠責保険が適用になります。また、任意保険があれば、それに上乗せして任意保険が適用されます。また、双方ともない場合も国の補償制度があります。そして、加害者に支払い能力あるいは資産があれば、それを換価して充てるという損害賠償法がありますので、その辺は何ら心配はないというふうに思っております。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） もう3回なったんですが。

○議長（花畑 明君） そうか、3回過ぎて、済みません。

ほかに御質疑はございません。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今お聞きしよって、先ほどからこの3つの住宅だけが町道認定が残ってるという言い方されたんですが、先日造った山王は何で外さんの。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほども申しましたとおり、あそこは近隣住民の大切な生活道路としても使用されております。そこを町道として認定されるのはまたいかがなものかと考えておりまして、現状のままが適切だと思っております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 例えば、幸子団地の町道もじゃあ外したほうがよかったんやないかな、あそこ近隣の通り道になってるんやないかなと思うんやけど、まあ今はそれはいいわ。

この場合、さっきから一体管理って言われてるけど、これ中の道だけを抜くんよね、外は結局産建のまんまじゃないのかな、違うのかな。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今、山本議員が御指摘の件ですが、確かに外郭道路については現行のまま路線認定をしております。その理由としましては、その道路につきましては民有地が接しております。その民有地が、例えば住宅を建てるときに建築基準法上、接道義務がございます。その関係で、道路廃止をすることによって建築の制限をすることになりますので、その外郭道路については現行のままということでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。（「休憩、休憩動議」と呼ぶ者あり）賛成者はいますか。

ただいま是石利彦議員より休憩動議がございました。これには賛成者がございますので、成立をいたしました。暫時休憩をいたします。再開を13時10分といたします。

午後0時06分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（花畑 明君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

議案第35号について討論に入ります。まず、反対討論はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。この議案第35号町道路線の廃止については、必要に応じて、このように一遍に出してくるのではなく、必要に応じて、その都度事前に十分説明を行ってから廃止をするべきと考え反対といたします。

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 反対討論はありませんか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 同じく、町道路線廃止については反対をいたします。理由としては、課長の説明の中にありましたように道路認定されておれば、道路交通法で通行者が守られているということになります。この場合、町道認定を外せば道路交通法が守られるということが難しくなるんじゃないかなと思ひまして反対をいたします。

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 私は土地の一括活用、今後の将来計画において大事な点であると思ひますので賛成いたします。

○議長（花畑 明君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（花畑 明君） 可否同数となりました。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案を裁決いたします。

本案について、議長は否決と裁決いたします。よって、議案第35号は、可決しないことに決しました。

日程第10. 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

○議長（花畑 明君） 報告に入りたいと思います。日程第10、報告第2号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 報告第2号平成25年度吉富町一般会計繰越明許費繰越計算書について、御説明を申し上げます。

本報告につきましては、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、平成26年度へ繰り越すべき事業費並びに財源が決定し、繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりましてこれを報告するものでございます。

その内容につきましては、3款民生費2項児童福祉費、子ども・子育て支援新制度システム導入事業ほか3事業で、繰越総額8,640万3,000円でございます。

以上で、報告説明を終わります。

○議長（花畑 明君） 以上で、報告説明を終わります。

日程第11. 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）

○議長（花畑 明君） 日程第11、報告第3号繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 報告第3号繰越明許費繰越計算書について。

平成25年度吉富町公共下水道事業特別会計の明許繰越は、お手元のページ15ページのとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

それでは、15ページの平成25年度吉富町公共下水道特別会計繰越計算書について御報告をいたします。2款事業費1項事業費、事業名は吉富町公共下水道事業です。金額4,450万円で、翌年度繰越額も同額の4,450万円です。財源内訳は、既収入特別財源で183万円、未収入特別財源は国庫支出金2,050万円、地方債2,100万円です。そして、一般財源117万円です。現在、工事中の今吉地区の面整備工事と近日発注予定の県道中津豊前線の面整備工事に充当をいたします。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 以上で、報告説明を終わります。

日程第12. 報告第4号 繰越計算書について（水道事業会計）

○議長（花畑 明君） 日程第12、報告第4号繰越計算書について（水道事業会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 報告第4号繰越計算書について。

平成25年度吉富町水道事業会計繰越計算書について、17ページのとおり翌年度へ繰り越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をいたします。

1款水道事業費1項営業費用です。事業名は、下水道工事に伴う排水管仮設工事です。金額600万円で、翌年度繰越額も同額の600万円です。財源内訳は、損益勘定留保資金でございます。

次に、1款資本的支出1項建設改良費です。事業名は、下水道工事に伴う排水管布設替え工事です。金額2,500万円で、翌年度繰越額も同額の2,500万円です。財源内訳は、同じく損

益勘定留保資金です。現在、下水道事業の今吉地区の面整備工事と県道中津豊前線の面整備工事に伴う、布設替えと仮設工事に充当いたします。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 以上で、報告説明を終わります。

日程第13. 報告第5号 経営状況の報告について（土地開発公社）

○議長（花畑 明君） 日程第13、報告第5号経営状況の報告について（土地開発公社）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 報告第5号経営状況の報告について。

平成25年度の吉富町土地開発公社の事業報告をいたします。お手元の事業報告書1ページをお開きください。

平成25年度事業報告書。

1、事業の概要。

2、事業の実施状況。平成25年度は公有地の取得及び売却についてはございません。

3、理事会の議決事項でございますが、平成25年5月23日と、平成26年3月18日の2回開催いたしております。議決事項は、そこに記載しているとおりでございます。

2ページをお開きください。役職員の報告です。平成26年3月31日現在の役員でございます。

3ページをお願いいたします。監査の日時、場所、監事名、監査項目でございます。

4ページをお開きください。4ページ、5ページにわたりまして、月別の賃金の収支状況報告でございます。前年度からの繰越額は685万4,638円でしたが、最終的に3月末の資金の残高が670万9,177円ということになっています。

6ページをお開きください。7ページにわたりまして、事業管理費と一般管理費の月別の支出内訳でございます。合計14万8,067円を支出しております。

8ページをお開きください。8ページ、9ページと予算決算対照表の収入の部でございます。9ページの一番下に収入の部の合計といたしまして、予算現額686万円に対しまして、収入済み額は685万7,244円で、予算現額と収入済み額との比較では2,756円の減となっております。

10ページ、11ページをお開きください。支出の部でございます。11ページの一番下、支出の部の合計といたしまして、予算現額686万円に対し、支出済み額は14万8,067円ということでございます。不用額といたしまして、671万1,933円となっております。

12ページをお開きください。損益計算書でございます。3の販売費及び一般管理費で、14万8,067円を支出しています。収入は、平成17年度から町の助成金を全額廃止しておりますので、4の事業外収益の受取利息2,606円のみとなっております。収入より支出のほうが多いので、その差額14万5,461円が当期純損失となっております。

13ページは貸借対照表で、平成26年3月31日現在でございます。資産の部は、現金及び預金のみで1,170万9,177円となっております。負債の部はございません。資本の部でございますが、基本財産が500万円であります。準備金は、前期繰越準備金が685万4,638円ありましたが、当期は14万5,461円の損失ということで、準備金合計が670万9,177円となっております。資本合計は、基本金と準備金の合計1,170万9,177円でございます。負債の部はございませんので、負債資本合計も同じく1,170万9,177円でございます。

14ページをお開きください。キャッシュフロー計算書でございます。平成25年度の現金収支の状況を示しています。支出合計14万8,067円に対し、収入2,606円で、4の現金及び現金同等物減少額が14万5,461円となっております。期首の現金は685万4,638円でありましたが、期末の現金は670万9,177円となっております。

15ページをお開きください。11の公有用地はございません。12の財産目録でございますが、現金預金と定期預金の合計1,170万9,177円のみとなっております。

16ページは監査意見書でございます。

17ページをお開きください。平成25年度分利益金処分計算書です。前期繰越準備金685万4,638円でありましたが、当期純損失が14万5,461円ありますので、当年度末の処分利益金は670万9,177円となります。処分額は同額の670万9,177円でございます。これは、次期繰越準備金として処分いたしたいとするものでございます。

以上で、平成25年度吉富町土地開発公社事業報告を終わります。

○議長（花畑 明君） 以上で、報告説明が終わりました。

● ● ●

日程第14. 議案第36号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（花畑 明君） 日程第14、議案第36号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（守口 英伸君） 議案第36号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

以上です。

○議長（花畑 明君） 町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 本日、吉富町公共下水道事業特別会計補正予算案件1件について追加提案し、御審議をお願いいたすものであります。

提案理由について御説明申し上げます。

議案第36号は、平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額に27万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,065万9,000円とするものであります。現在、工事中の平成25年度今吉地区面整備管渠第1工区築造工事の掘削現場を文化財専門員が立ち会いをした結果、遺跡・遺構を発見したため、文化財保護法第99条の第1項の規定により発掘調査費用を追加提案するものでございます。歳入では、下水道事業受益者負担金27万6,000円。歳出では、埋蔵文化財発掘作業員賃金等27万6,000円を計上するものであります。

以上、慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） これからページを追って質疑を行います。

補正予算書1ページ。歳入2ページ。歳出3ページ。続いて、4ページ、事項別明細書、総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。次に、歳入の6ページ。歳出に入ります。歳出7ページ。

以上、歳入歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論を行います。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり可決をされました。

執行部は退席されて結構です。大変お疲れさまでした。

日程第15. 意見書第1号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書（案）

○議長（花畑 明君） 続きまして、日程第15、意見書第1号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書（案）についてを議題といたします。

事務局に意見書（案）を朗読いたさせます。事務局。

○書記（守口 英伸君） 意見書第1号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書（案）。

以上です。

○議長（花畑 明君） 提出議員に提案理由の説明を求めます。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） それでは、提案理由の説明を行います。

提案理由の説明につきましては、先日の全員協議会の中で議長からもお話があったように、東九州自動車道の路線上にない吉富町が単なる通過点にならないように、利用者を間接的に自治体へ引き入れるために、各インターチェンジを起点とし、土地固有の自然、景観、歴史、伝統文化といった地域資源の活用や特産物の販売など、京築地域一帯で発展させるために意見書案を提案するものでございます。

どうか御採択いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。本意見書案に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第1号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。まず、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。これは、我々吉富町には、インターチェンジは

直接的に高速も通りませんし、インターチェンジもありますが、ぜひ今回京築地区全体で一体となり、地域活性化に進めていただきたいという要望を込めまして賛成討論といたします。

○議長（花畑 明君） ほかに、今度は反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第16. 発議第3号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決議について

○議長（花畑 明君） 日程第16、発議第3号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決議についてを議題といたします。

事務局に発議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（守口 英伸君） 発議第3号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決議について。

以上です。

○議長（花畑 明君） 提出議員に提案理由の説明を求めます。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 提案理由の説明をいたします。提案理由は、先ほどの提案と一緒にございます。よろしく願いいたします。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。本発議案に対しての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、発議第3号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入りたいと思います。まず、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これは、西日本NE XCOに我々のほう、議会から要望を行うという形の発議ではありますが、今回6月から西日本高速道路NE XCOの管内で初の事例としまして、宮崎県と大分県の間に関してはもう既にこれを試験的導入をやっております。ですから、これはぜひとも我が町、この近辺でもしてほしいという要望を込めて、こちらのほうの発議をしていただきたいと思ひまして賛成討論といたします。

○議長（花畑 明君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、発議第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第17. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（花畑 明君） 日程第17、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付をいたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がございます。

お諮りをいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定をいたしました。

○議長（花畑 明君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。長時間お疲れさまでございました。

午後1時36分散会
